

2025 年 6 月 3 日

各 位

会 社 名 伊 澤 タ オ ル 株 式 会 社

代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 伊 澤 正 司
(コード番号：365A 東証スタンダード市場)

問 合 せ 先 取 締 役 CFO 兼 管 理 本 部 長 三 好 拓 人
TEL. 03-3476-1162

**株式売出しにおけるブックビルディングの仮条件決定並びに
売出株式数及びその内訳の変更のお知らせ**

2025 年 5 月 19 日開催の当社取締役会において決議いたしました当社普通株式の東京証券取引所スタンダード市場への上場に伴う株式売出しに関し、2025 年 6 月 3 日開催の当社取締役会において、未定でありましたブックビルディングの仮条件等並びに売出株式数の変更の決定を下記のとおり決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 引受人の買取引受による売出しにおける売出株式数の変更の件

- | | |
|------------------------------------|---|
| (1) 売 出 株 式 数 の 変 更 | 2025 年 5 月 19 日開催の当社取締役会において決議した引受人の買取引受による売出しにつきましては、2025 年 6 月 3 日開催の当社取締役会において売出株式数を 3,750,000 株から 5,000,000 株へ変更することを決議した。
なお、引受人の買取引受による売出しに係る売出株式数は今後変更される可能性があり、売出価格決定時に決定される売出株式数は、上記売出株式数の 80%以上かつ 120%以下の株数である 4,000,000 株以上 6,000,000 株以下の範囲内で決定される予定であり、その承認については代表取締役に一任する。 |
| (2) 売 出 人 及 び
変 更 後 の 売 出 株 式 数 | 東京都港区虎ノ門一丁目 23 番 1 号
虎ノ門ヒルズ森タワー24 階 (ジャフコ グループ株式会社内)
ジャフコ S V 6 投資事業有限責任組合 4,000,000 株

東京都港区虎ノ門一丁目 23 番 1 号
虎ノ門ヒルズ森タワー24 階 (ジャフコ グループ株式会社内)
ジャフコ S V 6 - S 投資事業有限責任組合 1,000,000 株 |

2. オーバーアロットメントによる売出しにおける売出株式数の変更の件

- | | |
|---------------------|--|
| (1) 売 出 株 式 数 の 変 更 | 2025 年 5 月 19 日開催の当社取締役会において決議したオーバーアロットメントによる売出しにつきましては、2025 年 6 月 3 日開催の当社取締役会において売出株式数を 562,500 株から 750,000 株へ変更することを決議した。
なお、売出株式数は、上記 1. における売出株式数の変更により変更されるものであり、需要状況により増加、若しくは減少する、又は売出しが全く行われない場合がある。売出株式数は需要状況等を勘案した上で、2025 年 6 月 11 日 (水) (以下、「売出価格決定日」という。) に決定された上記 1. における売出株式数の合計の 15%を上限として売出価格決定日に決定する予定であり、その承認については代表取締役に一任する。 |
|---------------------|--|

ご注意： この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。
また、この文書は米国における証券の販売の勧誘ではありません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

- (2) 売 出 人 及 び 変 更 後 の 売 出 株 式 数 東京都千代田区大手町一丁目9番2号
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 750,000株（上限）

3. 引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の仮条件等承認の件

- (1) 仮 条 件 1株につき700円から750円

- (2) 売 出 価 格 及 び 引 受 価 額 並 び に 売 出 株 式 の 数 売出価格は、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、売出価格決定日に引受価額と同時に決定される。当該仮条件は今後変更される場合があり、その変更については当社代表取締役役に一任する。
また、売出価格及び引受価額の承認についても、当社代表取締役役に一任する。
売出価格決定日においては、以下の条件をすべて満たすことを要件として、仮条件の範囲外で売出価格を決定することがある。

- ①売出価格が560円以上かつ900円以下の範囲となること
- ②引受人の買取引受による売出しにおける売出株式数が4,000,000株以上かつ6,000,000株以下の範囲となること
- ③引受人の買取引受による売出しにおける売出株式数に売出価格を乗じた額が2,800,000,000円以上かつ4,500,000,000円以下の範囲となること

仮条件を変更する場合、上記条件の①の範囲は「変更後仮条件の下限の80%以上かつ上限の120%以下」、③の範囲は「変更後における仮条件の下限に5,000,000株を乗じた額の80%以上かつ上限に5,000,000株を乗じた額の120%以下」と読み替える。

なお、上記条件②に関連して、売出価格決定日に引受人の買取引受による売出しにおける売出株式数が変更される場合には、オーバーアロットメントによる売出株式数の上限を600,000株以上かつ900,000株以下の範囲とする。

- (5) 仮 条 件 の 決 定 理 由 仮条件は、当社の事業内容、経営成績及び財政状態、当社と事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見及び需要見通し、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株の株式市場における評価並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討して決定いたしました。

[ご参考]

1. 株式売出しの概要

- (1) 売 出 株 式 数 ①引受人の買取引受による売出し 当社普通株式 5,000,000株
(売出価格決定日において、4,000,000株から6,000,000株の範囲で変更される可能性がある。)
- ②オーバーアロットメントによる売出し(*) 当社普通株式 上限750,000株
(売出価格決定日において、600,000株から900,000株の範囲)

ご注意： この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「株式売出し届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

また、この文書は米国における証券の販売の勧誘ではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

囲で変更される可能性がある。)

- (2) 需 要 の 申 告 期 間 2025 年 6 月 4 日 (水) から
2025 年 6 月 10 日 (火) まで
- (3) 売 出 価 格 決 定 日 2025 年 6 月 11 日 (水)
(売出価格は、仮条件による需要状況、上場日までの価格変動
リスク等を総合的に勘案した上で決定する。)
- (4) 申 込 期 間 2025 年 6 月 12 日 (木) から
2025 年 6 月 17 日 (火) まで
- (5) 株 式 受 渡 期 日 2025 年 6 月 20 日 (金)
(上場 (売買開始) 日)

(注) 上記 (1) に記載の引受人の買取引受による売出しに係る売出株式のうちの一部が、引受人の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場 (ただし、米国及びカナダを除く。) の海外投資家に対して販売されることがあります。

(*) オーバーアロットメントによる売出しについて

オーバーアロットメントによる売出しは、引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少し、又は全く行わない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が当社株主であるジャフコSV6投資事業有限責任組合及びジャフコSV6-S投資事業有限責任組合 (以下「貸株人」という。) より借入れる株式であります。これに関連して、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、750,000 株を上限として貸株人より追加的に当社株式を取得する権利 (以下、「グリーンシュエーション」という。) を、2025 年 7 月 17 日を行使期限として貸株人より付与される予定であります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数が「第2 売出要項 3 売出株式 (オーバーアロットメントによる売出し)」の (注) 1. に記載した範囲内で変更された場合には、売出価格決定日に決定されたオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数と同数になるように、グリーンシュエーションに係る上限株式数も変更されます。

また、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、上場 (売買開始) 日から 2025 年 7 月 17 日までの間、貸株人から借受ける株式の返却を目的として、モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社及び株式会社SBI証券と協議の上、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式数については、グリーンシュエーションを行使しない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社及び株式会社SBI証券と協議の上、シンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

2. ロックアップについて

引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人かつ貸株人であるジャフコSV6投資事業有限責任組合及びジャフコSV6-S投資事業有限責任組合並びに当社の株主である伊澤キャピタルパートナーズ合同会社は、共同主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場日 (当日を含む) 後 180 日目の日 (2025 年 12 月 16 日) までの期間 (以下、「ロックアップ期間」という。)、三菱UFJモルガン・スタンレー

ご注意: この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「株式売届出目論見書」(並びに訂正事項分) をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

また、この文書は米国における証券の販売の勧誘ではありません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

証券株式会社、モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社及び株式会社SBI証券（以下「共同主幹事会社」という）の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し、グリーンシュエーションの対象となる当社普通株式を三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が取得すること等を除く。）を行わない旨を合意しております。また、当社の新株予約権を保有する國元恵子、甫天和宏、三好拓人、藤田有香は共同主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社新株予約権及び新株予約権の行使により取得した当社普通株式の売却等を行わない旨を合意しております。

また、当社は共同主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は共同主幹事会社の事前の書面による同意なしに、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、株式分割、ストック・オプションとしての新株予約権の発行等を除く。）を行わない旨合意しております。ロックアップ期間終了後には上記取引が可能となりますが、当該取引が行われた場合には、当社普通株式の市場価格に影響が及ぶ可能性があります。

なお、上記のいずれの場合においても、共同主幹事会社はロックアップ期間中であっても、その裁量で当該合意の内容を全部もしくは一部につき解除できる権限を有しております。

以　上

ご注意：　この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

また、この文書は米国における証券の販売の勧誘ではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。